

# Q&A

## Q1.ガイドヘルパー等の研修を受けたいが、どこでやっているのかわかりません。

A1.神奈川県内各所で「ガイドヘルパー養成研修」や「同行援護従業者養成研修」等を開催しています。神奈川県ホームページで実施予定をご確認いただき、研修機関へ直接お申し込みください。

ガイドヘルパー養成研修：<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3955/>

同行援護、行動援護従業者養成研修：<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3954/>

## Q2.同行援護の研修を県外で受けましたが、助成の対象となりますか。

A2.同行援護、行動援護の従業者養成研修は、全国どこで受講した研修であっても、本助成の対象です。

## Q3.研修修了前からヘルパーとして働いていた場合、研修終了後すぐに申請ができますか。

A3.できません。研修終了後3か月以上就業し、かつ受講された研修で対応可能なサービスの提供を1回以上行った後に申請できます。

## Q4.過去2年以内に本助成を受けたことがない方、とはどのような方ですか。

A4.以前申請されたことがある方については、前回の申請書類をいつ受け付けたかで計算します。前回の申請を令和2年3月末日までに行っている方は、今年から再申請可能です。

## Q5.事業所の雇用形態が非常勤でも申請できますか。

A5.雇用形態は問わないため、非常勤でも問題ありません。ただし、派遣会社から派遣されたヘルパー（派遣雇用）は対象外です。

## Q6.複数の研修を別々に受講した場合、今年度中であればその都度限度額まで申請できますか。

A6.できません。ただし、複数の研修を受講した場合、一度にまとめて申請していただくことは可能です。（上限2万円、1,000円未満は切り捨て）

## Q7.横浜市民であることが証明できる書類とは、具体的にどのようなものですか。

A7.氏名・生年月日・現住所が確認できるものを指します。例えば、マイナンバーカード、自動車運転免許証、健康保険証、住民票等（いずれも各情報が記載されているもの）が該当します。

## Q8.受講料支払証明書（第2号様式）は、支払の領収書でも構いませんか。

A8.受付できません。必ず第2号様式に記入いただき、ご提出ください。なお、領収書は不要です。

## Q9.鉛筆やこすると消えるペンを使って申請書を作成しました。また、訂正に修正液も使っていますが、申請できますか。

A9.どちらも使用できません。訂正する場合は、訂正箇所にも二重線を引き、同用紙に押印してあるものと同じ印鑑で訂正印を押してください。

## Q10.申請してから助成金が振り込まれるまで、どの程度の時間がかかりますか。

A10.2か月ごとに処理をおこなうため、申請の時期によっては**3～4か月程度**かかります。

## Q11.以前勤めていた事業所を退職し、翌月から今の事業所に勤務し始めました。この場合でも、今の事業所での勤務が3か月を経過しないと申請はできないのでしょうか。

A11.以前の勤務先での就業期間と合わせて3か月を経過している場合は申請可能です。なお、前事業所の退職から期間が1か月以上空いていると対象にはなりませんのでご注意ください。